

契約締結前交付書面

- 上場有価証券等書面 P.1
 - 個人向け国債の契約締結前交付書面 P.5
 - 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に P.7
- に関する契約のご説明
- 〔別紙〕手数料・管理料等のご案内 P.9

【この書面を必ずご覧のうえ、それぞれよくお読みくださいますようお願い申し上げます。】

この書面は金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客さまがお取引する前に、あらかじめ当該取引に関する重要事項の情報を提供するものであり、お客さまに必ずご確認・ご理解して頂く必要があるものです。

尚、ご不明な点がございましたら、お取引店または本社（03-5117-1040）までお問合せ下さい。

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料・管理料等のご案内」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※3)）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。
- ・ 上場有価証券等のうち新興企業市場銘柄については、既存市場に比べ上場株式数の基準が低く設定されていることから、株式の流動性が低く株価も大きく変動するリスクの程度はより高いと言えます。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

その他留意事項

- ・ 法令・諸規則に違反するおそれがあると当社が判断したときは、お取引をお断りすることがあります。
- ・ 外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) でご確認ください。

当社の概要

商号等	東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号
本店所在地	〒104-8678 東京都中央区八丁堀4-7-1		
加入協会	日本証券業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資本金	134億円		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	昭和9年4月		
連絡先	お取引のある部店、又は本社（03-5117-1040）にご連絡ください。		

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

海外市場（香港・上海・深圳）における委託注文の執行の取扱いについて

当社は、『外国証券取引口座約款』第12条（売買注文の執行地および執行方法の指示）および第13条（注文の執行および処理）に基づき、海外市場（香港・上海・深圳）における委託注文の執行について、以下のとおり取り扱います。

当社がお客さまから受託した指値注文および成行注文は、日本国内の金融商品取引所における執行の取扱いとは異なり、海外市場（香港・上海・深圳）における市場ルール等にしたが、取次先現地金融商品取引業者の裁量により執行される場合がありますので、各海外市場の市場ルール等をご確認の上、お取引下さい。

1. 香港証券取引所における執行

(1) 香港証券取引所の市場ルール

特定の取引時間中（プレ・オープニング・セッション）は指値注文と成行注文を執行できますが、ザラ場中は指値注文のみとなります。特定の取引時間中（プレ・オープニング・セッション）の指値注文の指値およびザラ場中の指値注文の指値は、発注時点の市場の注文状況を踏まえそれぞれ一定の範囲内を有効とし、当該範囲を超える指値注文は執行できません。（市場ルールの詳細につきましては、「中国株・タイ株投資ガイド」をご覧ください。）

(2) 当社がお客さまから受託した委託注文の執行の取扱い

「指値」注文の執行の取扱い

当社がお客さまから受託した「指値」注文は、特定の取引時間中（プレ・オープニング・セッション）は、上記(1)の市場ルールによる指値の範囲内のものに限り、取次先現地金融商品取引業者が当該「指値」の指値注文として執行します。また、ザラ場中は、市場の注文状況を踏まえ、取次先現地金融商品取引業者の裁量（コンピュータ・プログラム）により上記(1)の市場ルールによる指値の範囲内で、買付注文の場合は当該「指値」以下の注文価格、売付注文の場合は当該「指値」以上の注文価格を決定し、取次先現地金融商品取引業者が指値注文として執行します。ただし、ザラ場中の注文価格は、当該コンピュータ・プログラムの制限により、取次先現地金融商品取引業者の発注時点の市場の注文状況を踏まえ一定の範囲内で決定します。

「成行」注文の執行の取扱い

当社がお客さまから受託した「成行」注文は、特定の取引時間中（プレ・オープニング・セッション）は、取次先現地金融商品取引業者が成行注文として執行します。また、ザラ場中は、市場の注文状況を踏まえ、取次先現地金融商品取引業者の裁量（コンピュータ・プログラム）により上記(1)の市場ルールによる指値の範囲内で注文価格を決定し、取次先現地金融商品取引業者が指値注文として執行します。ただし、ザラ場中の注文価格は、当該コンピュータ・プログラムの制限により、取次先現地金融商品取引業者の発注時点の市場の注文状況を踏まえ一定の範囲内で決定します。

重要事項補足書面

2. 上海証券取引所、深圳証券取引所における執行

(1) 上海証券取引所、深圳証券取引所の市場ルール

注文は指値注文のみとなり、成行注文はありません。また、制限値幅がありますので、制限値幅の範囲を超える指値注文は執行できません。(市場ルールの詳細につきましては、「中国株・タイ株投資ガイド」をご覧ください。)

(2) 当社がお客さまから受託した委託注文の執行の取扱い

「指値」注文の執行の取扱い

当社は、上記(1)の市場ルールによる制限値幅の範囲内の「指値」注文のみをお客さまから受託し、取次先現地金融商品取引業者が当該「指値」の指値注文として執行します。

「成行」注文の取扱い

当社がお客さまから受託した「成行」注文は、市場の注文状況を踏まえ、取次先現地金融商品取引業者の裁量により上記(1)の市場ルールによる指値の範囲内で注文価格を決定し、取次先現地金融商品取引業者が指値注文として執行します。

3. 週中注文の執行の取扱い

当社は、指値注文に限り、お客さまから週中注文を受託しますが、海外市場（香港・上海・深圳）には週中注文がありませんので、当社が受託した後、各海外市場の市場ルールにより執行可能となり次第、取次先現地金融商品取引業者が当日中注文として上記の取扱いにより執行します。

なお、委託注文を執行した結果、委託注文の全部が約定しなかった場合は、約定しなかった委託注文は翌日以降に持ち越されますが、委託注文の一部が約定しなかった場合は、約定しなかった委託注文部分は取り消されます。

4. 委託注文における留意事項（リスク）

- ・当社がお客さまから受託した委託注文は、取次先現地金融商品取引業者が海外市場（香港・上海・深圳）において執行するため、受託から執行まで時間がかかる場合があります。そのため、お客さまが期待する価格と異なる価格で約定する場合または全部もしくは一部が約定しない場合があります。
- ・当社がお客さまから受託した委託注文は、市場の注文状況を踏まえ、取次先現地金融商品取引業者の裁量により指値を決定して執行する場合があります。そのため、お客さまが期待する価格と異なる価格で約定する場合または全部もしくは一部が約定しない場合があります。
- ・当社がお客さまから受託した委託注文は、各海外市場の市場ルールにより、その全部または一部が執行されない場合があります。また、お客さまから受託した委託注文を執行しても、各海外市場の注文状況により、委託注文の全部または一部が約定しない場合があります。
- ・当社がお客さまから受託した委託注文の取消または訂正については、取次先現地金融商品取引業者が対応可能な範囲で行うため、委託注文の取消または訂正ができない場合があります。
- ・当社は、お客さまから受託した委託注文の執行および約定を保証しておりません。

以 上

個人向け国債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。

手数料など諸費用について

- ・個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・個人向け国債を中途換金する際、原則として※下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることになります。
 - 変動 10 年：直前 2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定 5 年：2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定 3 年：2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

※ 発行から一定期間の間には中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。
詳しくは、お取引のある部店又は本社にお問い合わせください。

個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当社における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ・個人向け国債の募集の取扱い
- ・個人向け国債の中途換金の為の手続き

個人向け国債に関する租税の概要

お客さまに対する課税は、以下によります。

- ・個人向け国債の利子については、利子所得として課税されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 個人向け国債は、発行から 1 年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から 1 年以内であっても中途換金が可能です。
- ・ 個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。
- ・ 個人向け国債は、その償還日又は利子支払日の 2 営業日前及び前営業日の 2 日間を受渡日とするお取引はできません。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において個人向け国債のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、応募又は中途換金の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

その他留意事項

法令・諸規則に違反するおそれがあると当社が判断したときは、お取引をお断りすることがあります。

当社の概要

商号等	東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第 121 号
本店所在地	〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1		
加入協会	日本証券業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資本金	134 億円		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	昭和 9 年 4 月		
連絡先	お取引のある部店、又は本社（03-5117-1040）にご連絡ください。		

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合には、1 年間に 3,240 円(税込)の口座管理料を頂戴いたします。ただし、個人の証券総合口座及び法人口座のお客さまは無料となります。
- ・ 上記のほか、外国証券(円建て債、外国投資信託を除きます)をお預かりする場合には、1 年間に 3,240 円(税込)の口座管理料を頂戴いたします。
- ・ 上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。
- ・ 他社への移管には別紙「手数料・管理料等のご案内」に記載の移管手数料がかかります。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、出資証券、投資証券、外国証券(円建て債、外国投資信託を除きます)をお預りする場合は、口座管理料が必要となります。ただし、株券、出資証券、投資証券について個人の総合口座及び法人口座のお客さまは無料となります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の約款・規定集に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- お客さまから解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客さまが当社の約款・規定集の変更に同意されない場合
- お客さまが暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明した場合

その他留意事項

法令・諸規則に違反するおそれがあると当社が判断したときは、お取引をお断りすることがあります。

当社の概要

商号等	東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号
本店所在地	〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	134億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和9年4月
連絡先	お取引のある部店、又は本社（03-5117-1040）にご連絡ください。

〔別紙〕

手数料・管理料等のご案内

平成 26 年 4 月 1 日付改正

1. 国内株式委託手数料

(手数料算出額は消費税相当額を含みます。)

約定代金	手数料
100 万円以下	約定代金総額 × 1.2420% (最低 3,240 円)
100 万円超 300 万円以下	約定代金総額 × 0.9180% + 3,240 円
300 万円超 500 万円以下	約定代金総額 × 0.8640% + 4,860 円
500 万円超 1,000 万円以下	約定代金総額 × 0.6804% + 14,040 円
1,000 万円超 3,000 万円以下	約定代金総額 × 0.4968% + 32,400 円
3,000 万円超 5,000 万円以下	約定代金総額 × 0.2808% + 97,200 円
5,000 万円超	約定代金総額 × 0.1620% + 156,600 円
上限手数料	237,600 円

※「証券総合口座」(「取引残高報告書方式」の法人)のお客さまについては「預り資産別の手数料割引」が適用されます。

※ 株価指数連動型上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)につきましては国内株式手数料に準じます。

※ 募集・売出株式・新規公開株式(IPO)につきましては手数料はかかりません。

※ 約定代金は、同一銘柄につき同一日に成立したもので、同一種類の注文によるものを一口とします。

次の5つの要件をすべて満たした注文によるものを「一口」とします。

- (1) 同一日に約定した注文
- (2) 約定したお客さま口座が同一
- (3) 約定した銘柄が同一
- (4) 成立した注文が売付同士又は買付同士
- (5) 約定が同一種類であること。なお、現物取引と信用取引は同一種類の注文ではありません。

※ 売却約定金額が最低手数料を割込む時

(1) 手数料 = 約定金額 ÷ 1.08 ……円未満切上げ

(2) 割引率登録顧客の場合

① 割引手数料 = 約定金額 ÷ 1.08 × 割引率 ……円未満切上げ

② 手数料 = 約定金額 ÷ 1.08 - ①

・消費税 上記(1)又は(2)②で計算した手数料 × 0.08 ……円未満切捨て

単元未満株取引(端株売却)

1単元の取引手数料を算出し、単元未満株数で按分します。

2. お得な手数料割引

◇取引実績による手数料割引率が適用されます。

4月から9月、10月から翌年3月の6カ月間における株式売買手数料の累計が600万円を超えるお客さまには、期間中手数料総額の5%相当額をキャッシュバックします。

◇預り資産別の手数料割引が適用されます。

適用される商品は、国内株式、転換社債型新株予約権付社債(国内転換社債)。

預り資産別の手数料割引率

預り資産区分	預り資産割引率	基本割引率	合計割引率
1,000万円以下	0%	5%	5%
1,000万円超 3,000万円以下	3%		8%
3,000万円超 5,000万円以下	4%		9%
5,000万円超 1億円以下	5%		10%
1億円超 3億円以下	6%		11%
3億円超 5億円以下	7%		12%
5億円超	8%		13%

※ 預り資産割引率は、各月末日の預り資産を基準として判定基準日の属する月の翌々の取引より適用となります。
ただし、前記預り資産に「預り金」等の金銭は含まれません。

3. 中国株式、その他外国株式手数料

外国株式取引に関しては、現地手数料および国内取次手数料が必要となります。

円決済の場合は為替手数料も必要となります。

為替手数料と現地諸手数料等は、弊社担当者にご確認ください。また、弊社ホームページ「サービス案内」にてご案内しております。

外国株券取次手数料(国内)

(手数料算出額は消費税相当額を含みます。)

円換算金額	手数料
100万円以下	円換算金額 × 0.8640%
100万円超 200万円以下	円換算金額 × 0.7560% + 1,080円
200万円超 300万円以下	円換算金額 × 0.6480% + 3,240円
300万円超 500万円以下	円換算金額 × 0.5400% + 6,480円
500万円超 1,000万円以下	円換算金額 × 0.4320% + 11,880円
1,000万円超	一律 55,080円

・円換算金額「買い」の場合

(現地における約定金額 + 現地委託手数料 + 印紙税 + 取引税 + 取引所手数料 + 決済料 + 管理費) × 為替

・円換算金額「売り」の場合

(現地における約定金額 - 現地委託手数料 - 印紙税 - 取引税 - 取引所手数料 - 決済料 - 管理費) × 為替

4. 転換社債型新株予約権付社債、新株予約権証券

(手数料算出額は消費税相当額を含みます。)

約定代金		手数料
100 万円以下		約定代金総額 × 1.0800% (最低規定なし)
100 万円超	500 万円以下	約定代金総額 × 0.9720% + 1,080 円
500 万円超	1,000 万円以下	約定代金総額 × 0.7560% + 11,880 円
1,000 万円超	3,000 万円以下	約定代金総額 × 0.5940% + 28,080 円
3,000 万円超	5,000 万円以下	約定代金総額 × 0.4320% + 76,680 円
5,000 万円超	1 億円以下	約定代金総額 × 0.2700% + 157,680 円
1 億円超	10 億円以下	約定代金総額 × 0.2160% + 211,680 円
10 億円超		約定代金総額 × 0.1620% + 751,680 円

※「証券総合口座」(「取引残高報告書方式」の法人)のお客さまについては「預り資産別の手数料割引」が適用されます。

※ 約定代金は、同一銘柄につき同一日に成立したもので、同一種類の注文によるものを一口とします。

次の4つの要件をすべて満たした注文によるものを「一口」とします。

- (1) 同一日に約定した注文
- (2) 約定したお客さま口座が同一
- (3) 約定した銘柄が同一
- (4) 成立した注文が売付同士又は買付同士

5. 国内ワラント

(手数料算出額は消費税相当額を含みます。)

約定代金		手数料
100 万円以下		約定代金総額 × 1.24200% (最低 2,700 円)
100 万円超	500 万円以下	約定代金総額 × 0.97200% + 2,700 円
500 万円超	1,000 万円以下	約定代金総額 × 0.75600% + 13,500 円
1,000 万円超	3,000 万円以下	約定代金総額 × 0.62100% + 27,000 円
3,000 万円超	5,000 万円以下	約定代金総額 × 0.40500% + 91,800 円
5,000 万円超	1 億円以下	約定代金総額 × 0.24300% + 172,800 円
1 億円超	3 億円以下	約定代金総額 × 0.21600% + 211,680 円
3 億円超	5 億円以下	約定代金総額 × 0.13500% + 442,800 円
5 億円超	10 億円以下	約定代金総額 × 0.10800% + 577,800 円
10 億円超		約定代金総額 × 0.08100% + 847,800 円

6. 国債先物取引

(手数料算出額は消費税相当額を含みます。)

約定額面金額	手数料
5 億円以下	約定額面金額 × 0.016200%
5 億円超 10 億円以下	約定額面金額 × 0.010800% + 27,000 円
10 億円超 50 億円以下	約定額面金額 × 0.005400% + 81,000 円
50 億円超	約定額面金額 × 0.002700% + 216,000 円

7. 株価指数先物取引

(手数料算出額は消費税相当額を含みます。)

約定代金	手数料
1 億円以下	約定代金総額 × 0.0864%
1 億円超 3 億円以下	約定代金総額 × 0.0648% + 21,600 円
3 億円超 5 億円以下	約定代金総額 × 0.0432% + 86,400 円
5 億円超 10 億円以下	約定代金総額 × 0.0216% + 194,400 円
10 億円超	約定代金総額 × 0.0108% + 302,400 円

8. 株価指数オプション取引

(手数料算出額は消費税相当額を含みます。)

約定代金又は権利行使で発生する金額	手数料
100 万円以下	約定代金総額 × 4.320% (最低 2,700 円)
100 万円超 300 万円以下	約定代金総額 × 3.240% + 10,800 円
300 万円超 500 万円以下	約定代金総額 × 2.160% + 43,200 円
500 万円超 1,000 万円以下	約定代金総額 × 1.620% + 70,200 円
1,000 万円超 3,000 万円以下	約定代金総額 × 1.296% + 102,600 円
3,000 万円超 5,000 万円以下	約定代金総額 × 0.972% + 199,800 円
5,000 万円超	約定代金総額 × 0.648% + 361,800 円

9. 有価証券(株券)オプション取引

(手数料算出額は消費税相当額を含みます。)

約定代金		手数料
10万円以下		約定代金総額×4.320% (最低 2,700円)
10万円超	30万円以下	約定代金総額×3.240% + 1,080円
30万円超	50万円以下	約定代金総額×2.160% + 4,320円
50万円超	100万円以下	約定代金総額×1.620% + 7,020円
100万円超	300万円以下	約定代金総額×1.296% + 10,260円
300万円超	500万円以下	約定代金総額×0.972% + 19,980円
500万円超		約定代金総額×0.648% + 36,180円

10. 債券の手数料など諸経費について

- ・債券を当社との相対取引によって売買する場合は、購入対価をお支払いいただく必要がありますが、売買手数料は頂戴しません。また、お客さまの買付価格と売却価格との間には差が生じることがあります。
- ・債券を当社の口座でお預りする場合には、口座管理料を頂戴いたしません。

11. 口座管理料

寄託を受けている有価証券が債券又は証券投資信託の受益証券のみである場合、また、当社が指定した株券のみである場合には無料となります。

- ① 保護預り口座：個人の証券総合口座及び法人口座のお客さまは無料となります。(消費税込み)

1年	3,240円
3年	7,776円

- ② 外国証券取引口座 (消費税込み)

1年	3,240円
3年	7,776円

12. その他手数料

- ・株券の名義書換の手数料 (消費税込み)

1銘柄1名義人につき	10単元以下の場合	540円
	10単元以上、1単元ごと	540円に54円を加算し 上限10,800円

- ・単元未満株式の買取請求の取次手数料 (消費税込み)

1銘柄1買取請求者につき	540円
--------------	------

- ・上場証券投資信託受益証券の名義登録の取次手数料 (消費税込み)

1銘柄1名義登録請求者につき	540円
----------------	------

・保管振替機構預託株券の口座振替(他社への移管)手数料 (消費税込み)

1 銘柄 1 単位	1,080 円
-----------	---------

※1単位超は 1,080 円 + 1単位ごとに 540 円で上限1銘柄 6,480 円

・中国株の口座振替(他社への移管)手数料

上海B株	無 料
香港株	無 料
深センB株	口座振替はできません

13. 証明等

・残高証明書、取引証明書 (消費税込み)

1 通につき	216 円
--------	-------

・個人情報開示請求に係る手数料 (消費税込み)

1 通につき	1,080 円
--------	---------

